

番 号 : 19a01087

国 名 : ウガンダ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : 西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化のための現状及びニーズに係る情報収集・確認調査(社会調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 社会調査
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2020年2月上旬から2020年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 25M/M、 現地 2. 67M/M、 合計 3. 92M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 15日 現地業務期間 80日 整理期間 10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム> JICAについて> 調達情報> 公告・公示情報/結果> コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))> 業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種社会調査 なお、地方行政または平和構築に係る各種業務の経験を有することが望ましい。
対象国/類似地域	ウガンダ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし

(2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。

6. 業務の背景

ウガンダ共和国（以下、ウガンダ）は伝統的に難民に寛容な政策¹を取っており、2019年9月時点で、主に南スーダン、コンゴ民主共和国、ブルンジ、ソマリアから134万人を超える難民²を受入れている。難民セトルメントは、ウガンダ人コミュニティと混在・近接しているため、人道支援機関によりセトルメント内に設置された施設（学校、保健センター等）を地元のウガンダ人が使用することもある一方で、ウガンダ側公共施設を難民（セトルメント内外の居住者双方）が使用することもある。人道支援機関もホストコミュニティ向けの緊急対応支援を実施しているが、急激な難民人口の増加により、既存の学校や病院、保健センターはすでにその受入能力を超えている。さらに森林・水資源を巡る難民・地元住民間の競合も深刻化している。

南スーダンの情勢は依然不安定であるため難民の滞在期間の長期化が予想されており、受入地域における支援負担は今後も続く見込みである。膨大な数³の難民を受入れることによる、ウガンダの受入コミュニティに与える影響は深刻である。受入地域の住民自身が経済的に低水準な生活を送る中、難民への支援を継続するには、難民と受入コミュニティ双方への支援が必要である。ウガンダ政府は、難民への支援方針を、緊急支援（Care and Maintenance）から、難民の自立支援（Self Reliance）へ転換する方針を示しており、緊急人道支援機関と開発支援機関が連携し、ウガンダを支えてゆく重要なフェーズにある。

特に大規模に流入した南スーダン難民等が、北部ウガンダ、ことに西ナイル地域の受入コミュニティに与えている影響は既に甚大であり、徐々にウガンダ人・政府側において南スーダン難民や国際社会への不満が高まりつつある。南スーダンの国内状況に鑑みれば当面この状況が継続すると考えられることから、開発援助機関としても人道支援機関と連携してウガンダ受入コミュニティの負担軽減を図り、社会的緊張緩和を支援していく必要がある。

このような状況を踏まえ、西ナイルの地方行政機関が難民及び難民受入コミュニティ住民の状況やニーズを把握し、計画策定・事業実施を行い、これにより地方行政機関が難民と難民受入コミュニティによりよい行政サービスを提供できるための能力向上に係る支援要請をウガンダ政府より受けた。JICAとして、今後当該地域で支援を展開するにあたり、西ナイル地域における地方行政機関が直面する課題やニーズ、他ドナーによる支援状況や活動内容、連携可能性を確認し、今後の案件形成に必要な情報収集を行うことを目的に、調査を行うものである。

7. 業務の概要

(1) 業務の目的

JICAが今後ウガンダ北部の西ナイル地域（全県）で支援を展開するにあたり、西ナイル地域における地方行政機関が直面する課題やニーズ、他ドナーによる支援状況や活動内容、連携可能性を確認し、今後の案件形成に必要な情報収集を実施する。

(2) 業務の対象地域

西ナイル地域（全県）⁴における、地方行政機関（県と郡）、難民セトルメント及び周辺コミュニティ。中央省庁やドナーからの情報収集は首都カンパラでも行う。

(3) 関係省庁・機関

地方自治省（Ministry of Local Government、以下 MoLG）、首相府（Office of the Prime Minister、

¹難民法（2006年）により難民の働く権利を保障、難民規定（2010年）により難民の自立を後押ししている。ウガンダ政府は難民に対し、セトルメント（居住区）内に住居と耕作地用の土地貸出、働く権利、移動の自由等を認めている。

²この数値は、難民と Asylum seeker の数を含む。2019年9月30日の UNHCR 報告による。

³2014年統計では、ウガンダの人口は約3400万人で、西ナイルの人口は約267万人であった。2019年9月末時点で、ウガンダ全体で受入れている難民数は約134万人、ウガンダの中でも低開発な西ナイル地域の難民居住区の難民数は約73万人強と、ウガンダにいる難民数の半数以上を受入れている状況である。ユンベ県の郡レベルでは、人口の半分以上が難民という状況もみられる。

⁴外務省海外安全情報でレベル2に指定されている南スーダンとの国境付近には当該調査では立ち入らない。

以下 OPM)、国家計画庁(National Planning Authority、以下 NPA)、その他ライン省庁、西ナイル地域全県の関係部局(計画局、コミュニティ開発局等)、国連、主要ドナー、INGO 等。

(4) 調査方針

本調査では、西ナイルの地方行政機関(県と郡)において、難民・Self Settlers⁵の受入れに起因し、難民及び地域住民への行政サービス提供に関して現在直面している計画策定や実施における課題やニーズを把握する。また、今後対応が必要と予想される課題、特に、これらに対応するにあたり地方行政機関や行政官の能力強化にかかるニーズを把握する。加えて、中央政府(OPM, NPA 等)の「Integrated Planning⁶」に係る方針(セクター開発計画等)、各ドナーによる「Integrated Planning」に係る中央・地方行政機関への支援方針や計画、具体的支援内容を把握し、JICA との連携可能性の有無、具体的な連携可能案を提案としてまとめる。これらを通し収集した情報は、今後の支援方針や案件形成の検討に活用する。

(5) 想定スケジュールと調査項目

以下の項目について国内作業、現地派遣(第一次、第二次)により情報を整理・分析する。また、課題・留意点の抽出を行い、最終成果品として最終報告書(技術協力事業実施の支援案、「Integrated Planning」実施他機関との連携案の提案を含む)を取りまとめる。

1) 国内準備期間(2020年2月中旬)

- ① 既存の報告書等のレビュー。
- ② 西ナイル地域の難民・受入コミュニティ支援に係る国際機関、ドナーの支援状況に係る情報収集。
- ③ 調査方針の検討、ワークプランの作成、最終報告書目次(案)、質問票(案)の作成。
- ④ ③に関する JICA との協議、最終化作業。

2) 第一次現地派遣期間:(2020年2月下旬から3月下旬、約40日)

第一次現地派遣期間では、以下の項目に係る調査を実施する。現段階では、以下の調査項目を想定しているが、これ以外にも調査すべき項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

- ① ウガンダ政府の難民・受入地域支援方針、中央政府(OPM, NPA, 各ライン省庁⁷)の難民・受入地域支援方針や戦略及び「Integrated Planning」に関する方針や戦略。
- ② 主要ドナーや国連による、「Integrated Planning」に関する支援方針や取組状況。

⁵ 紛争等を要因としてウガンダに逃れて、難民キャンプではなく都市部等に居住している人々。難民登録を望まないケースも多い。日本語では定まった用語はなく、別の意味「(チェルノブイリの)自発的帰郷者)」で使用されることもあるため、当該指示書では現地で使われている「Self Settlers」をそのまま用いている。Self Settled Refugees(自主的定住難民)より広い範囲を指す。

⁶ ウガンダは、難民のマネジメントと保護について、国家開発計画(NDP II)の Settlement Transformation Agenda(STA)に含めている。行政が、行政サービスの対象とする住民のみならず、対象地域で受入れている難民のニーズも、行政の事業計画段階から考慮する必要がある、とウガンダ中央政府・地方行政で考えられるようになってきている。OPM と MoLG が共同議長で省庁やドナー等がメンバーの CRRF「Steering Group Meeting」で、NPA は県や難民居住区における計画段階で難民を含める・コンサルトすることを明言しており、策定中のセクター開発計画のガイドラインに難民を含めた計画策定について記す予定である(2019年10月 CRRF 8th Steering Group Meeting)。一般的に、人道支援事業と国民を対象とする事業は計画・実施体制が其々異なり併存するが、統合的なサービス提供が難民・国民に公平で持続的とする考え方がでてきている。当該案件概要表では、ウガンダ国民と難民を対象として行政が事業やサービス提供を統合的に計画することを Integrated Planning と記す。しかし、ウガンダ当地において、様々なイニシアティブが進んでおり、政府あるいはドナー間で統一的な定義やアプローチがなく、ドナーの支援内容に統一的なものはない状況である。

⁷ ウガンダの保健セクターでは、「Health Sector Integrated Refugee Response Plan(2019-2024)」にて、調整・統合された県主導の難民・受入地域住民向け保健サービス提供が実現することをゴールとしている。教育セクターでは「Education Sector Strategic Plan」に整合する Education Response Plan For Refugees And Host Communities in Uganda」が難民受入 12 県 34 郡を対象に策定されており、6 県で ERP 計画づくりが UNHCR, UNICEF, INGO と県で進められている(出所: Education Sector Update 2019Aug)。「Water and Environment Sector Response Plan」は CRRF Steering Group Meeting で承認済みである。

「Integrated Planning」のプラットフォームにおける現時点の方針や戦略、進捗内容。当該プラットフォーム出席者が中央政府や地方行政機関支援にあたり考える課題やニーズの把握、また今後「Integrated Planning」を進めるにあたり必要な対応、JICAに期待する内容。

- ③ 難民・Self Settlers 受入に対応している対象地域の地方行政機関（県・郡）の部局・体制、人員配置状況、具体的に実施している業務・役割分担（内外の調整・支援体制）、人材の技術レベル。
- ④ 対象地域の地方行政機関（県・郡）における難民・Self Settlers 受入に起因する課題と対策案、対応策の実施状況、ドナーの支援内容と進捗状況。
- ⑤ 受入コミュニティにおける社会インフラの現状やニーズに係る、各支援アクターと地方行政機関との情報共有体制や進捗、課題。
- ⑥ カンパラ及び西ナイルにおける人道支援関連情報の地方行政機関への共有枠組みと実態（タイミング、頻度、地方行政機関の参加状況）。ウガンダ中央省庁と地方行政機関の人道支援関連情報や方針等情報共有体制や協議の状況、それらの進捗や課題。
- ⑦ ①～⑥までの結果について第一次現地調査結果報告書として取り纏め、ウガンダ関係者及び JICA 事務所へ報告する。
なお、上記項目の優先度合いは、最重要項目を③と④、重要項目を①と②、その次を⑤と⑥とする。

3) 第一次国内作業期間（2020年4月上旬から中旬）

- ① 第一次現地派遣で得た情報の整理・分析、第一次現地調査結果概要及び報告書を作成し、帰国報告会にて中間報告を行う。
- ② 第一次現地派遣の結果を踏まえ、第二次現地派遣の方針、調査項目を整理する。
- ③ JICA との協議を踏まえ、ウガンダ関係者への説明資料と第二次現地派遣時の質問票を準備する。

4) 第二次現地派遣期間：（2020年4月中旬から5月下旬、約40日）

第二次現地派遣期間では、第一次国内作業の結果を踏まえて、より詳細な情報収集を行う。想定する内容は以下の通り。現段階では、以下の調査項目を想定しているが、これ以外にも調査すべき項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

- ① 中央省庁関係者と、これまでの調査結果を踏まえた「Integrated Planning」に関する課題等の共有及び必要な支援内容に関する意見交換。
- ② 「Integrated Planning」や地方行政機関支援を実施するドナー等と、これまでの調査結果を踏まえた「Integrated Planning」に関する課題の共有を行い、先方の支援方針や内容、今後の方針や計画の詳細な情報収集を行う。ウガンダにおける今後の望ましい支援の在り方、ドナー間連携、今後の連携可能性に関する意見交換を行う。
- ③ 対象地域の地方行政機関と、第一次調査を踏まえた課題等共有を行う。
- ④ セトルメント及び受入コミュニティの社会構造と社会関係（難民と地元住民の共同体機能・住民組織、コミュニティ内・コミュニティ間の互助関係）、難民・Self Settlers と受入地域住民双方に裨益する生計向上支援の良例、その実施体制等関連情報を収集する。
- ⑤ 中央政府による支援方針や戦略、対象地域の地方行政機関（県）の開発計画と国連やドナーによる支援内容・計画との対比による「Integrated Planning」を進めるうえでの課題、支援ギャップを把握する。
- ⑥ 人道支援の今後の見通しと地方行政機関との協力関係、人道支援のフェーズアウトの際の責任移譲にかかる想定。セトルメントの各セクターの支援人員体制。施設等 GIS 情報の難民・ホストコミュニティ支援における利用状況、ウガンダ関係者の GIS 関連の課題やニーズを確認する。
- ⑦ ①～⑥までの結果について、ウガンダ関係者及び JICA 事務所へ報告する。

5) 第二次国内作業期間（2020年6月上旬から中旬）

- ① 第一次・第二次現地派遣の結果を踏まえた、「Integrated Planning」に関する課題、ニーズと支援ギャップについて国レベル及び地方レベルで其々整理し、JICAの今後の支援可能性（行政支援と生計向上分野）を整理、提言としてまとめる。
- ② 最終報告書（案）のドラフト作成、帰国報告会で調査結果を報告する。
- ③ ②の結果を踏まえて最終報告書を作成し、提出する。

8. 成果品等

業務の過程で作成する提出資料は、以下の通り。

- (1) ワークプラン（和・英）
本契約による業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容、報告書目次、質問表（案）などを記載。
国内準備期間に作成・提出する。
- (2) 第一次現地調査結果報告書
関係者に現地調査結果を共有するためのもの。結果概要（和・英）、面談録、第二次現地業務方針などを含む。
第一次国内作業期間に提出する。
- (3) 最終報告書（和・英）
※現地業務で収集した情報、面談録を添付すること。

なお、本契約における最終成果品は(3)とし、電子データ（CD-ROM）で提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。
航空便経路：①成田/羽田→ドーハ/ドバイ→エンテベ（ウガンダ）→ドーハ/ドバイ→成田/羽田、②成田/羽田→アムステルダム→エンテベ（ウガンダ）→アムステルダム→成田/羽田を標準とする。

10. 特記事項

- (1) 調査日程／執務環境
 - 1) 現地調査日程
第一回現地派遣期間は2020年2月21日～3月31日頃。
第二回現地派遣期間は2020年4月15日～5月24日頃。
現地治安情勢の影響で、現地派遣期間が前後する可能性があります。
 - 2) 現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、第二回現地派遣期間に、官団員の同行の可能性があります。
 - 3) 便宜供与内容
プロジェクトチームまたはJICAウガンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。
 - ① 空港送迎
あり
 - ② 宿舍手配
あり
 - ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車輛の提供あり。ただし、官団員あるいは機構職員等が同期間に派遣される場合は、同乗する可能性があります。
 - ④ 通訳・翻訳者備上
なし（英語での業務が可能のため）
 - ⑤ 現地日程のアレンジ

初回のアポはJICAウガンダ事務所が行い、2回目以降については本コンサルタントが行うことを想定している。これによらない場合は、適宜、JICAウガンダ事務所と調整すること。

(2) 参考資料

1) 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に以下のとおり記載してメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

2) 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室 (TEL:03-5226-6943) に照会後、電子データにて配布する。

・ウガンダ北部プログラム関連資料

・ウガンダ「アチョリ・西ナイル地域コミュニティレジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」関連資料 (中間レビュー関連、モニタリングシート、運営指導調査報告書等関連資料等)

3) 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

(本文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037006.html>

(別冊)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037007.html>

また、以下の資料はウェブサイトで公開されています。

・PNAマニュアル (紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNAの実践 -) (2017年2月)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq00002lp94v-att/pna_manual_201702.pdf

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする (冒頭留意事項参照)。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務については、年度を跨る契約 (複数年度契約) を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。

- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上